

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第1号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第13条 理事は、<u>教育長を補佐するとともに</u>、教育長の命を受けて、特命事項を処理する。</p> <p>2 教育次長は、<u>教育長及び理事を補佐するとともに</u>、企画及び調整に関する事務を掌理する。</p> <p>3 <u>政策調整監及び参事は、教育長の命を受けて、特命事項を処理する。</u></p> <p>4~15 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第13条 理事、<u>政策調整監及び参事は、教育長の命を受けて、事務に関する特命事項を処理する。</u></p> <p>2 教育次長は、<u>教育長を補佐し</u>、企画及び調整に関する事務を掌理する。</p> <p><u>3~14 略</u></p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。